

令和 3 年度

北海道知内高等学校入学者選抜の手引

知 内 町 教 育 委 員 会

令 和 2 年 8 月

目 次

令和3年度北海道知内高等学校一般入学者選抜実施要項 . . .	1
---------------------------------	---

令和3年度北海道知内高等学校推薦入学者選抜実施要項 . . .	6
---------------------------------	---

<資料>

令和3年度北海道知内高等学校入学者選抜における 学校裁量についての実施予定	8
----------------------------------------------------	---

令和3年度北海道知内高等学校推薦入学者選抜における 「推薦の要件（志望してほしい生徒像）」	8
------------------------------------------------------------	---

北海道知内高等学校通学区域規則	9
---------------------------	---

令和3年度北海道知内高等学校一般入学者選抜実施要項

(令和2年8月 教育長決定)

この要項は、令和3年度の北海道知内高等学校の入学者の選抜(推薦による入学者を除く)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 募集人員

全日制普通科80名(ただし推薦による入学者を含む)

2 出願資格

道立高等学校一般入学者選抜実施要項(以下「道立一般要項」という。)の「2 出願資格」に準じる。

【留意事項】

北海道知内高等学校推薦入学者選抜実施要項及び道立一般要項、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項、道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

3 出願できる高等学校

出願できる高等学校は、北海道知内高等学校通学区域規則(平成12年知内町教育委員会規則第2号)の定めるところによる。

4 出願できる学科

出願できる学科 全日制課程 普通科

5 出願の受付

道立一般要項の「5 出願の受付」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「5 出願の受付」の【留意事項】に準じる。

6 出願の手続

道立一般要項の「6 出願の手続」に準じる。ただし、(1)オの「通学区域規則第4条」を「北海道知内高等学校通学区域規則第5条」とする。また、写真台紙及び受検票については、別記、北海道知内高等学校様式とし、入学願書及び入学検定料については、次のとおりとする。

(1) 入学願書

北海道知内高等学校学則(昭和32年教育委員会規則第1号)第13条の規定による入学願書

(2) 入学検定料

北海道知内高等学校の授業料徴収条例(昭和41年条例第3号)に定める金額(1,900円)を、現金または郵便定額小為替により納入すること。

【留意事項】

道立一般要項「6 出願の手続」の【留意事項】に準じる。
ただし、(2)アの留意事項の1については該当しない。

7 出願状況の発表

道立一般要項の「7 出願状況の発表」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「7 出願状況の発表」の【留意事項】に準じる。

8 出願変更

道立一般要項の「8 出願変更」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「8 出願変更」の【留意事項】に準じる。

ただし、(2)ア(ア)の留意事項の2における「通学区域規則第3条又は第4条」を「北海道知内高等学校通学区域規則(平成12年知内町教育委員会規則第2号)第4条又は第5条」とする。

9 学力検査

道立一般要項の「9 学力検査」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「9 学力検査」の【留意事項】に準じる。

ただし、(5)の下の留意事項の2(4)における「所轄の教育局及び学校教育局高校教育課」を「知内町教育委員会、渡島教育局及び北海道教育庁高校教育課」とし、知内町教育委員会から指示を受けること。

10 面接等

道立一般要項の「10 面接等」に準じ、3月4日(木)に行うが、これにより難しい場合は、前日学力検査終了後に行うことができる。

11 学力検査及び面接等の会場

道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」の【留意事項】に準じる。

12 委託受検

道立一般要項の「12 委託受検」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「12 委託受検」の【留意事項】に準じる。

13 入学者の選抜

道立一般要項の「13 入学者の選抜」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「13 入学者の選抜」の【留意事項】に準じる。

14 合格発表

道立一般要項の「14 合格発表」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「14 合格発表」の【留意事項】に準じる。

15 合格者の追加

道立一般要項の「15 合格者の追加」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「15 合格者の追加」の【留意事項】に準じる。

16 追 検 査

道立一般要項の「16 追検査」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「16 追検査」の【留意事項】に準じる。

17 第 2 次 募 集

道立一般要項の「17 第2次募集」に準じる。

ただし、(6)における入学願書及び入学検定料については、知内町一般要項「6 出願の手続」に定めるものとする。

【留意事項】

道立一般要項の「16 第2次募集」の【留意事項】に準じる。

18 道外からの出願者の手続

知内町一般要項の「6 出願の手続」と同様の手続きとする。

ただし、個人調査書及び学習成績一覧表については、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

19 学力検査の得点の口頭による開示

道立一般要項の「19 学力検査の得点の口頭による開示」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「19 学力検査の得点の口頭による開示」の【留意事項】に準じる。

20 北海道教育委員会への報告

道立一般要項の「20 北海道教育委員会への報告」に準じる。

21 そ の 他

道立一般要項の「20 その他」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項「21 その他」の【留意事項】に準じる。

※受検番号

()

入学願書

年 月 日

北海道知内高等学校長 様

出願者署名

保護者署名

貴校に入学したいので、許可してください。

出願課程	全日制課程	出願学科	第1志望	第2志望	第1志望及び第2志望の学科以外への入学の希望	希望の有無	学科名
			普通科			有・無	科
出願者	ふりがな 氏名		昭和・平成 年 月 日生	ふりがな 氏名			
	現住所	□□□-□□□□		現住所	□□□-□□□□		
	出身(在籍) 中学校			電話 () - 番			
	中学校卒業 (卒業見込) 年 月 日	卒業 年 月 日 卒業見込		出願者 との関係			
入学者選抜における特別な配慮の希望の有無					有 ・ 無		
全日制の課程の 普通科へ就学す るときの区分	1 北海道知内高等学校通学区域規則第2条による就学 2 北海道知内高等学校通学区域規則第4条による就学 3 北海道知内高等学校通学区域規則第5条第1号による就学 4 北海道知内高等学校通学区域規則第5条第2号による就学 5 北海道知内高等学校通学区域規則第5条第3号による就学						
備考							

記入上の注意

- 出願者の「生年月日」「中学校卒業(卒業見込)年月日」は算用数字で記入し、「卒業・卒業見込」欄及び「全日制の課程の普通科へ就学するときの区分」の欄は、該当する文字又は記号を○で囲むこと。
- ※印の欄は記入しないこと。
- 推薦入学者選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に(推)と朱書すること。

写真台紙

※受検番号 ()

ふ り が な 出願者氏名	
出身(在籍)中学校	中学校
高等学校	北海道知内高等学校 (※北海道 高等学校)
課程	全日制の課程
学科	普通科 (※ 科)

(縦七センチメートル、横五センチメートル)
写真を貼る位置
(令和二年十月一日以降に撮影したもの)

- (注) 1 ※の欄は、記入しないこと。
2 推薦による入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に(推)と朱書きすること。

令和3年度北海道知内高等学校受検票

※受検番号 ()

出願者氏名	
出身(在籍)中学校	中学校
高等学校	北海道知内高等学校 (※北海道 高等学校)
課程	全日制の課程
学科	普通科 (※ 科)

- 記入上の注意
1 ※印の欄は、記入しないこと。
2 推薦による入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に(推)と朱書きすること。

検査時間	3月3日(水)	第1部 国語 9:20～10:10 第2部 数学 10:30～11:20 第3部 社会 11:40～12:30 第4部 理科 13:30～14:20 第5部 英語 14:40～15:30	
持参品		(1)受検票 (2)鉛筆(シャープペンシルを含む。)、消しゴム、定規(分度器の付いていないもの)、コンパス及び鉛筆削り ※計算機(時計型、ペンシル型を含む)、携帯電話(スマートフォンやPHSを含む。)、英語辞書付時計等、ウェアラブル端末(スマートウォッチを含む。)等、学力検査の公正を損なうおそれのあるもの持込みは認めない。 (3)上履及び昼食	

令和3年度北海道知内高等学校推薦入学者選抜実施要項

(令和2年8月 教育長決定)

この要項は、令和3年度の北海道知内高等学校の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 出願資格

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項（以下「道立推薦要項」という。）の「3 出願資格」に準じる。ただし、(1)における「道内」を「国内全域」とする。

【留意事項】

- 1 北海道知内高等学校一般入学者選抜実施要項及び道立高等学校一般入学者選抜実施要項道立推薦要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項、道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。
- 2 中学校長は、校内に推薦入学事務を取り扱う「推薦委員会」を設けるなどして事務の適正を図ること。
- 3 令和3年3月末日までに、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了する見込みである者が、出願する場合にあつては、在籍する当該施設長の推薦を得て出願することができる。

2 対象学科

全日制課程普通科

出願できる者の範囲は、北海道知内高等学校通学区域規則(平成12年知内町教育委員会規則第2号)の別表に示された地域に保護者の住所が存する者のほか、同規則4条による者とする。(国内全域の就学希望者)

3 推薦による入学者の範囲

募集人員の30%程度の数とする。

4 出願の受付

道立推薦要項の「4 出願の受付」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「4 出願の受付」の【留意事項】に準じる。

5 出願の手続

(1) 出願できる学科

出願できる学科は、北海道知内高等学校の普通科とする。

(2) 出願書類の交付

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2) 出願書類の交付」に準じる。

ただし、「ア 入学願書」については、北海道知内高等学校学則(昭和32年教育委員会規則第1号)第13条の規定による入学願書とする。

【留意事項】

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2) 出願書類の交付」の【留意事項】に準じる。

(3) 出願書類の提出及び受付

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(3) 出願書類の提出及び受付」に準じる。ただし、「ア 入学願書の提出」については、次のとおりとする。

出願者は、北海道知内高等学校の授業料徴収条例(昭和41年条例第3号)の定めるところにより、入学検定料(1,900円)を現金または郵便定額小為替により納入し、入学願書を提出すること。

【留意事項】

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(3) 出願書類の提出及び受付」の【留意事項】に準じる。

6 出願状況の発表

道立推薦要項の「6 出願状況の発表」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「6 出願状況の発表」の【留意事項】に準じる。

7 出願変更

道立推薦要項の「7 出願変更」に準じる。

8 面接等

道立推薦要項の「8 面接等」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「8 面接等」の【留意事項】に準じる。

9 選抜の方法

高等学校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

- (1) 中学校長から提出された個人調査書、推薦書等
- (2) 面接の結果
- (3) 作文の結果
- (4) 自己アピール文の内容

10 合格内定者の通知及び入学の確約

道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」の【留意事項】に準じる。

11 合格内定者数の発表

道立推薦要項の「11 合格内定者数の発表」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「11 合格内定者数の発表」の【留意事項】に準じる。

12 再出願

道立推薦要項の「12 再出願」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「12 再出願」の【留意事項】に準じる。

13 合格発表

道立推薦要項の「13 合格発表」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「13 合格発表」の【留意事項】に準じる。

14 北海道教育委員会への報告

道立推薦要項の「14 北海道教育委員会への報告」に準じる。

15 その他

道立推薦要項の「15 その他」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「15 その他」の【留意事項】に準じる。

令和3年度 北海道知内高等学校入学者選抜における
学校裁量についての実施予定

学 区	学 校 名	学 科 名	入 学 卒 （ % 程 度 ）	推 薦 入 試					一 般 入 試												
				面接以外に実施する項目					学 力 検 査 等 の 実 施					複数尺度による選抜で重視する項目							
				英 語 の 聞 き 取 り テ ス ト	英 語 に よ る 問 答	実 技	作 文	自 己 ア ピ ー ル 文 の 提 出	学 力 検 査 傾 斜 配 点 の 教 科 （ 倍 率 ）	実 技	作 文	面 接		学 力 検 査 の 成 績 を 重 視	個人調査書等を重視						
										全 員	過 年 度 卒	評 定 ： 学 力	個人調査書		実 技 等						
										個 人	集 団		個 人	評 定 ： 学 力		特 別 活 動 の 記 録	総 合 所 見 等				
渡 島	知 内	普 通	30				○	○					9:1		9:1						

令和2年度 北海道知内高等学校推薦入学者選抜における
「推薦の要件（志望してほしい生徒像）」

学 区	学 校 名	学 科 名	入 学 卒（%程度）	推 薦 の 要 件（志望してほしい生徒像）
渡 島	知 内	普 通	30%	次のいずれかに該当し、基本的な生活習慣が身に付いており、自ら課題を設定し、その解決に向け主体的・協働的に取り組む生徒 1 将来の目標を明確に持ち、意欲的に学習に取り組む生徒 2 部活動、生徒会活動等に強い興味・関心を持ち、学習との両立を図りながら自己を高めようとする生徒 3 地域社会や国際理解に関心を持ち、自分事として課題解決に取り組む生徒

※「北海道知内高等学校通学区区域規則」第4条の規定により、学区外（国内全域）からの出願も可能です。

北海道知内高等学校通学区区域規則、その他本校の入学者選抜に係わる詳細は北海道知内高等学校にお問い合わせ下さい。また、下記のホームページでも御覧になれます。

北海道知内高等学校のURL <http://www.shiriuchi.jp/high/>
 学校所在地 〒049-1103 上磯郡知内町字重内984番地
 電話 01392（5）5071 FAX 01392（5）5254

※入学者選抜に係わるその他の事項については、「令和3年度道立高等学校入学者選抜の手引」並びに「令和3年度北海道知内高等学校入学者選抜の手引」に従って実施します。

北海道知内高等学校通学区域規則

平成12年10月10日

教委規則第2号

改正 平成16年 4月30日 規則第1号

改正 平成29年 9月1日 規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、北海道知内高等学校（以下「知内高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について定めることを目的とする。

(通学区域)

第2条 知内高等学校への就学（転学若しくは編入学又は転籍による場合も含む。以下同じ。）に係る学区は、別表のとおりとする。

第3条 知内高等学校へ就学しようとする者（以下「就学希望者」という。）は学区内にその保護者（就学希望者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人をいう。以下同じ。）の住所の存する者とする。

(学区外就学)

第4条 毎学年の初めにおける第1学年の入学の場合において、前条に規定する就学希望者以外の国内全域の就学希望者は、前条の規定にかかわらず、第1学年の生徒の入学定員に100分の50を乗じて得た数の範囲内で、知内高等学校に就学することができる。

第5条 次の各号に掲げる地域に保護者の住所が存するときは、就学希望者は、第3条の規定にかかわらず知内高等学校に就学することができる。

- (1) へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）により指定されている3級以上のへき地学校の設置されている地域に存するとき。
- (2) 前号の場合を除き、就学すべき公立の高等学校への通学に極めて困難な地域に存する場合で、かつ、知内高等学校に就学することが相当と認められるとき。
- (3) 学区の境界の付近に存する場合で、かつ、交通その他の事情により知内高等学校に就学することが相当と認められるとき。

2 前項第2号又は第3号の規定により就学しようとする就学希望者は、教育長の指定する期日までに、知内高等学校の校長（以下「校長」という。）に対し、隣接学区等就学承認申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

3 前項の申請があった場合は、校長は、速やかに、承認又は不承認の決定を行い、隣接学区等就学承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により、就学希望者に通知しなければならない。

第6条 知内高等学校の生徒の保護者の住所に変更があった場合においては、引き続き就学することができる。

(教育長への委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行し、同日に知内高等学校の第1学年に入学する者に係る就学から適用する。
- 2 平成13年3月31日以前に知内高等学校の第1学年に入学し在籍する者及びその学年に係る就学については、公立高等学校通学区域規則（昭和56年北海道教育委員会規則第12号）による。

附 則（平成16年規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行し、同日に知内高等学校の第1学年に入学する者に係る就学から適用する。
- 2 平成17年3月31日以前に知内高等学校の第1学年に入学し在籍する者及びその学年に係る就学については、北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1号）による。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行し、同日に北海道知内高等学校の第1学年に入学する者に係る就学から適用する。

別 表

就学すべき高等学校	通 学 区 域
北海道知内高等学校	北海道立高等学校通学区域規則に定める学区（渡島学区）

年 月 日

隣接学区等就学承認申請書

北海道知内高等学校長 様

就学希望者 住 所

氏 名

保 護 者 住 所

氏 名

次の理由により、就学を承認されるよう申請します。

(理由)

(注) 「理由」の欄には、就学をしなければならない理由及び当該高等学校への就学を希望する理由を詳しく記入すること。

備 考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

年 月 日

様

北海道知内高等学校長

印

隣接学区就学承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった就学を、承認します。（承認しません。）

（注） 承認されたときは、入学願書にこの通知書を添付すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。